令和2年度 七尾市水防計画



[水防シンボルマーク]

目 次

	総	則	編	İ																																		
	2. 3.	章目七水安	尾.防	市力の引	也 責何	或[5 壬等	方災 争・	· ·	•	ا د	<i>(</i>)	関	係	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	1 1
	第2 1. 2. 3.	章 市市気中	水象	水防防警登	本語報	部名 等 <i>0</i>	予 () (左	Eの i達	分 ・	·掌 •	事	務	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	2 2
	2.	章 水水通	防	資	器材	才0) 備	謹	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	3
1	第∠	1章	1	配	蒲亻	体制	训·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		4
	1.	章 重 重	要	水	坊(新月	FO.)定	義	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5
1	第 6 1 .	章 水	: :位	水 信	立 [報(情幸 の追	及の 通知)通]及	知 こび	I 及 活	び 知	周を	知 行	・ う	• 河	•]	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	5 5
1	第7	7 章	1	浸	水?	想怎	ĔΖ	垃	ر ٠	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		6
		3 章																																				
	4. 5. 6.	水避	視防難	及(作)	び 業 •	警 • •	戈· · ·	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	7 8 8
	7. 8. 9.	決水津	·埉	等(Ŋì	角幸	₽ Y2	77)	່決	·埉	徬	\mathcal{O}	셌	玾	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	11

第 10 章 1. 費用 2. 公用	- 費用負担と公用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11 用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1 用負担・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	1 1
第 11 章	水防報告と水防記録・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	1
第 12 章	水防訓練・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
第 13 章	相互応援・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1	2
別表 1	水防本部組織と分掌事務・・・・・・・・・・・・・・・・・・1	3
別表 2	消防班の警備発令要件及び実施事項・・・・・・・・・・・・1	5
別表3	七尾市水防本部・雪害対策本部連絡系統図・・・・・・・・・・・1	7
別表4	各防災気象情報等の伝達・・・・・・・・・・・・・・・1	8
別表 5	資機材の備蓄数量・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	2
別表6	雨量観測地点及び観測者、水位観測所、潮位観測所・・・・・・・・・2	3
別表 7	水位情報の発表基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	5
別表 8	水防標識と水防信号・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2	6

資料編

1.	重要	水防	箇月	Fの	重星	要月	度半	引定	基	準	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	1
2.	重要	水防	箇月	f—	覧	Ţ()	可川	$\ \cdot\ $	工	作	物	, 1	海	岸	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	• 2
3.	重要																		•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	3
4.	水防	倉庫	、雨	1量	. 7	火位	立是	司、	輸	送	ル	_	-	义	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	4
5.	水防																					•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	5
6.	異常	気象	時及	とび	特列	诛允		負地	域	12	お	け	る:	道.	路.	通	行:	規	制	()	通	行」	上)	色	訶	·	•	•	•	•	•	•	6
7.	異常	気象	時₫)道	路ì	重行	亍 規	見制	箘	所	図	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	7
8.	水防	法第	1 5	5条	第	1 J	頁第	54	号	に	定	め	る	要	配	慮	者	施	設	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	8
9.	土砂	災害	警刑	过区	域等	等0	り角	军説	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	9
10.	土砂	災害	警刑	这区	域等	等	指	記	箇	所	!	覧	(土;	砂	災	害	防	止	法))		•		•	•	•	•	•	•	•	•	11
11.	急傾	斜崩	壊危	过険	地均	或		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	17
12.	土石	流危	険淨	ミ流	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	18
13.	山腹	崩壊	危險	6地	区-	一舅	岂才	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	22
14.	崩壊	土砂	流出	占危	険t	也区	<u> </u>	一覧	表	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	25
15.	地す	べり	危隊) 地	区-	一舅	岂想	₹•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	27
16.	地す	べり	防业	- 区	域	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	28
17.	急傾	斜崩	壊危	立険	個月	折り	こ具	引す	る	避	難	路	!	覧:	表	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	29
18.	土砂	災害	防山	:法	第	8 🕏	長第	5 4	項	12	定	め	る	要	配	慮	者	施	設	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	30
19.	警報																							•	•	•	•		•	•	•		31
20.	防災	気象	情朝	艮•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	33
21.	気象	情報	によ	こる	時(こ月	関す	トる	用	語	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	35
22.	雨の	強さ	と隆	革り	方	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	36
23.	風の	強さ	と砂	き	方	•		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	37
24.	イン	フォ	メー	ール	なが	なま	Ĉ	【防	災	防	犯,	情	報		O)	登	録	方	法	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	38
25.	代表	的な	±0	つう	工剂	去	(利	土責	\mathcal{O}	う	工	,	捨.	土	0)	う	工		シ	_	<u>ا</u>	張]	Γ,	オ	マ流	il	I)		•	•	•	39
26.	土の																												•	•	•	•	43
27.	防災	関係	機関	I	覧表	表。		•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	44
28.	災害	時優	先電	診話	、有	新星	記律		及	び	衛	星	電	話	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	46
29.	水防	情報	に関	引す	る言	主な	たら	<u></u>	ム	~		ジ	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•	•	•	•	•	•	•	47
様	式集																																
	5警報													•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		1
	整戒										•												•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	4
氾濫	危険	情報	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	5
氾澧	E 発生	情報	• •	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	6
	占活動																•	•	•	•	•	•	•	• •	•	•	•	•	•	•	•	•	7
災害	手(事	故)	緊急	急報	告	書	(幸	设告	様	式	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•	•		•	•		8

総則編

第1章総則

1. 目 的

この計画は、水防法(昭和24年法律第193号、以下「法」という)第33条の規定により、七尾市が作成する計画で、法第4条の規定に基づく指定水防管理団体として本市が、管内河川、ため池の洪水、内水、津波又は高潮による水災を警戒し、防ぎょし、及びこれによる被害を軽減し、もって公共の安全を保持するための迅速かつ的確な水防活動を図ることを目的として、水防上必要な事項及び具体的な実施要領を定めるものである。

2. 七尾市地域防災計画との関係

本計画は、水災が発生し、又は生ずるおそれのある場合で、災害対策本部を設置するまでに至らない場合の配備及び水防活動について定める。災害対策本部が設置された場合の配備及び災害応急対策活動は、七尾市地域防災計画の一般災害対策編及び津波災害対策編に定める。

3. 水防の責任等

(1) 市の責任(水防管理団体)

市内における水防体制と組織の確立強化を図るとともに、水防が十分に行われるように水防能力の向上、指導及び確保に努める。

(2) 市民の責務

水防の現場にある者は、市長又は水防機関の長より水防に従事することを要請された場合は、直ちにこれに協力し、水防に従事すること。

また、水防区域に居住する者は、常に気象状況・水防状況等に注意し、水害が予想される場合は進んで水防に協力すること。

4. 安全配慮

洪水、内水、津波または高潮のいずれにおいても、水防活動従事者の安全確保に留意 して水防活動を実施するものとする。避難誘導や水防作業の際も、水防活動従事者自身 の安全は確保しなければならない。

- (1) 水防活動現場では、気象情報や水防警報等の情報収集に努める。
- (2) 水防活動時には、救命胴衣等の身の安全を確保する装備を着用するとともに、救命ボート等の資器材を有効に活用し、原則としては複数人で水防活動を行う。
- (3) 災害の状況や地理条件を考慮して、全体が監視できる場所等に必要な監視人員を配置する。

(4) 水防活動や避難誘導などに当たっては、水防要員の危険を回避するため、安全性が高いと考えられる場所までの避難完了に要する時間と津波避難時刻等を考慮する とともに、水防要員が自身の危険性が高いと判断した時は、自身の避難を優先する。

第2章 水防組織

1. 市水防本部の組織

市水防本部は、七尾市災害対策本部規程(平成16年七尾市訓令第6号)に基づき設置される市災害対策本部各班のうち、水防活動に関係の深い班で編成し、災害対策本部設置前にあっては、水防業務の総括にあたり本部を本庁内(総務部総務課防災対策室)に置く。

また、水防活動を伴う災害対策本部が設置された場合には、災害対策本部(事務局:(総務部総務課防災対策室))に統合され、水防計画に基づき水防活動にあたる。

2. 市水防本部各班の分掌事務

水防本部各班の分掌事務は、別表1のとおりとする。(P13~14)

3. 各防災気象情報等の伝達

各防災気象情報等の伝達は、別表4のとおりとする。(P18)

4. 中能登地区大規模氾濫減災協議会

中能登土木総合事務所管内における河川管理者、市町が減災のための目標を共有し、 管内の河川が氾濫した場合の水災による被害の軽減に資する取組を、総合的かつ一体的 に推進するための協議を行う。

第3章 水防施設

1. 水防倉庫

水防倉庫の位置は、次のとおりである。(資料編 P4)

(1) 七尾市国分町ヒ部42番地2

国分水防倉庫

(2) 七尾市中島町中島甲部170番地

中島水防倉庫

(3) 七尾市田鶴浜町リ部43番地

田鶴浜水防倉庫

2. 水防資器材の備蓄

- (1) 水防資器材は、随時数量等保管状況を点検し、緊急事態に備える。
- (2) 水防資器材は、器材工具等特殊なものを除き、平常使用のものを充てるが緊急時に際し、数量不足による作業能率の支障をきたさないよう適切な数量を保管、確保する。
- (3) 水防資器材の備蓄数量は、別表5のとおりとする。(P22)

3. 通信連絡及び非常輸送

通信連絡の確保は、水防活動の根幹であり、特に大災害時に発生する停電時の対策の 確立と連絡の迅速、確実を期するための無線通信施設の強化に努める。

また、非常輸送についても水防活動に支障を来たさないように平常から手配しておく。

(1) 市の無線通信施設

市の無線通信施設は、衛星電話を利用する。

(資料編 P33 災害時優先電話、衛星電話及び携帯電話)

(2) 非常通話

非常通話の利用に関し、市とNTT西日本金沢支店の間で協議し、非常通話の申込み方法、電話番号その他利用上の細部について確認しておく。

(市地域防災計画 第3編 一般災害対策編 第1章第7節 通信手段の確保)

(3) 報道機関の活用

水防本部は、放送局及び新聞社の全面的な協力を得て、各種災害対策について伝達するものとし、関係機関及び市民は報道聴取の徹底と停電時に対処し得るため、防災ラジオ等を備えるよう努める。

(4) その他の非常連絡

水防本部は、各水防管理団体、各地区等との連絡のため、非常連絡のできる体制を 整備する。

(5) 非常輸送

ア 輸送路線の計画

管内の重要水防区域について、輸送路の計画を立てておく。

(資料編 P4 水防倉庫、雨量、水位局、輸送ルート図)

イ 輸送施設の計画

避難のための人員輸送及び水防資器材運送用トラック、舟艇等の確保の計画を立て、 必要に応じ事前に車両等の所有者と借上げ協定を結んでおく。

第4章 配備体制

水防本部は、水害の防止及び被害の軽減についての活動が、他の防災活動と一体となって迅速かつ強力に維持できるよう配備の体制を整える。

(1) 配備体制と配備基準

1	配備体制	配備基準	動員対象職員					
注意配備体制	水防1号体制	1. 市内に次の注意報の 1 つ以上が発表されたとき(1) 大雨注意報(2) 洪水注意報(3) 高潮注意報発表時において、氾濫注意水位(警戒水位)を超過したとき2. その他本部長が指令したとき	・総務班・農林水産班・土木班・上下水道班・消防班 ※1					
警戒配	水防2号体制	1. 市内に次の警報の 1 つ以上が発表された とき (1) 大雨警報 (2) 洪水警報 (3) 高潮警報 (4) 暴風警報(暴風雪を含む) 2. その他、本部長が指令したとき	・総務班・農林水産班・土木班・上下水道班・消防班 ※1・広報班・環境班・教育班					
品備体制	水防3号体制	1. 河川の氾濫注意水位を超えたとき 2. 特別警報(大雨、洪水、暴風(暴風雪を含む)、波浪、高潮) 3. 土砂災害警戒情報 4. 避難準備・高齢者等避難開始を発令 5. その他本部長が指令したとき。	 ・総務班 ・農林水産班 ・土木班 ・上下水道班 ・消防班 ※1 ・商工班 ・環境班 ・教育班 					
災領 体制	喜対策本部 削	1. 市内に震度 5 弱 (5 ⁻) 以上の地震が発生したとき 2. 市内に津波警報・大津波警報が発表されたとき 3. 市に災害救助法による救助を適用する災害が発生し、災害対策本部を設置して、その対策を要すると市長が認めたとき 4. 市内に相当規模の災害が予想又は発生し、その規模及び範囲等から、災害対策本部を設置してその対策を要すると市長が認めたとき	・原則として全職員 ただし、災害対策本部長が災害の発生(予想を含む。)規模等から判断して、災害応急対策に必要な一定範囲の動員対象職員を指定したときは、この限りではない。					

- ※1 消防班については、「七尾鹿島消防本部異常気象時警備計画(平成26年2月1日七尾鹿島消防本部訓第11号)」によるものとする。
- ※2 応援体制については、各班の分掌事務の他、総務班の指示に従い、水防活動を支援するものと する。
- ※3 津波注意報、津波警報、大津波警報が発表されたときは、市地域防災計画の配備基準に準拠する。
 - ●市地域防災計画の配備体制基準に基づき活動する。

(2) 配備体制の編成要領

水防本部各班長は、配備体制の種別に応じた規模と任務分担に応じて、班別に編成し、配備段階に即した活動ができるよう班員に徹底しておく。

- (3) 本部員の留意事項
 - ア 本部員は、責任の重大さを自覚し、常に気象状況の変化に注意し、出動が予想されるときは、自主的に出動しなければならない。
 - イ 配備体制後は、できる限り不急の外出をさけて、待機しなければならない。
 - ウ 配備の交代については、引継ぎをし、任務に支障をきたさないようにしなければ ならない。
- (4) 水防団及び消防機関の警備発令要件及び実施事項 警備発令要件及び実施事項については、別表2のとおりとする。(P15)

第5章 重要水防箇所

1. 重要水防箇所の定義

重要水防箇所とは、堤防の破堤、河川・海岸からの溢水、氾濫により人命、財産に被害を及ぼすことが想定される箇所で、水防活動を重点的に行う必要のある箇所をいう。

(資料編 P1 重要水防筒所の重要度判定基準)

2. 重要水防箇所

市内における重要水防箇所は、資料編に記載のとおりである。

(資料編 P2 重要水防箇所一覧、P3 重要水防箇所図)

第6章 水位情報の通知及び周知

1. 水位情報の通知及び周知を行う河川

水位情報とは、知事が水位情報の通知及び周知を行う水位周知河川で、発表の基準は、 次のとおりである。

なお、水位周知河川における対象水位観測所及び避難判断水位は別表6 (P23)及び別表7(P24)のとおりとする。

(1) 氾濫警戒情報(避難判断水位到達情報) 対象水位観測所の水位が避難判断水位に達したときに、県中能登土木総合事務所長 が発表する。(様式集P4)

(2) 氾濫危険情報(氾濫危険水位到達情報)

対象水位観測所の水位が氾濫危険水位に達したときに、県中能登土木総合事務所長が発表する。(様式集 P 5)

(3) 氾濫発生情報

氾濫が発生したときに、県中能登土木総合事務所長が発表する。(様式集 P 6)

水位周知河川

्रात् ।।। व्र		区域	
河川名	起	点	終点
御 祓 川	七尾市国分町	国分大橋	海 (放水路)
二宮川	鹿島郡中能登町二宮	二宮橋 100m上流	海
熊木川	七尾市中島町谷内	加茂橋	海

第7章 浸水想定区域

知事が指定した洪水浸水想定区域(御祓川・二宮川・熊木川)及び各種ハザードマップについて、七尾市ホームページに記載のとおりとする。

七尾市ホームページ:くらし→防災→洪水・土砂災害 (ハザードマップ)

URL http://www.city.nanao.lg.jp/bosai/kurashi/bosai/kozui/index.html

第8章 水防警報

水防警報は、知事が発表するもので、洪水、津波又は高潮によって災害が発生するお それがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告するものである。

しかし、津波発生時における水防活動その他危険の伴う水防活動にあたっては、従事 する者の安全の確保が図られるように配慮されたものでなければならない。

そのため、水防警報の内容においても水防活動従事者の安全確保を念頭において通知する者とする。なお、津波発生時において津波到達時間が短く、津波到達までに水防警報が通知されない場合等であっても、水防活動従事者の安全確保を図るものとする。

水防警報については、別表 4 (P 1 9) のとおりとし、水防警報様式により発表するものとする。(様式集 P 1 \sim 3)

第9章 水防活動

1. 気象観測

(1) 水防本部は気象状況により、雨量、水位、潮位等に関し、相当の降雨があると認めたときは、金沢地方気象台及び県中能登土木総合事務所と連絡をとり、雨量の状況を把握する。

(資料編 P31 防災関係機関等連絡一覧表)

- (2) 雨量観測地点及び観測者及び水位観測所は、別表 6 (P 2 3) 及び別表 7 (P 2 4) に定める。
- (3) 雨量、水位、潮位等は、「石川県防災気象情報」で、河川における避難判断水位は、 別表6 (P23)及び「石川県河川情報総合システム」で、土砂災害警戒情報につい ては「石川県土砂災害情報システム (SABOアイ)」の警戒避難基準雨量判定シス テムで確認するものとする。

(資料編 P40 インターネットによる気象情報の監視)

2. 連絡系統

水防本部連絡系統は、別表3に定める。(P17)

3. 水防標識と水防信号

水防標識と水防信号は、別表8に定める。(P25)

4. 監視及び警戒

(1) 水防本部は、降雨による洪水、がけ崩れ等及び高潮により危険であると認められる 箇所を随時監視し、被害の未然防止に努める。

ただし、管理者が別にあるときはその者に連絡し、必要な措置を求めるものとする。

(2) 水防本部は、必要と認めたときは、市民による協力班を設置し、町会連合会、自主防災組織、土地改良団体及び居住者に危険地帯を巡視するよう指示することができるものとする。

協力班は異常を発見したときは、直ちに水防本部に通報するものとする。

(3) 震度4以上の地震が発生した場合、必要に応じ関係河川、海岸堤防及びため池等について巡視を行い、水防上危険であると認められる箇所があるときは関係機関に連絡する。

5. 水防作業

(1) 作業

水防作業は、各班員が緊密な連携のもとに協力一致し、その成果を発揮することとする。

(2) 工 法

水防工法は、その選定を誤らなければ、1種類の工法を施工するだけで成果を挙げる場合が多いが、時には数種の工法を並施して、その目的を達することがあることから、これらのことを考慮して最も有効で、しかも使用材料が付近で容易に入手できる工法とする。

(資料編 P2 重要水防箇所一覧)

(資料編 P42~45 代表的な土のう工法)

6. 避 難

- (1) 避難の勧告又は指示の実施及び基準
 - ア 市長(災害対策基本法 抜粋)

(市町村長の避難の指示等)

- 第 60 条 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、人の人命又は身体を災害から保護し、その他の災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者(以下「居住者等」という。)に対し、避難のための立退きを勧告し、及び急を要すると認めるときは、これらの者に対し、避難のための立退きを指示することができる。
- 2 前項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、又は指示する場合において、必要があると認めるときは、市町村長は、その立退き先を指示することができる。
- 3 災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、避難のための立ち退きを行うことによりかえって人の生命又は身体に危険が及ぶおそれがあると認めたときは、市町村長は、必要と認める地域の居住者に対し、屋内での待避その他の屋内における退避のための安全確保に関する措置(以下「屋内安全確保」という。)を指示することができる。
- 4 市町村長は、第1項の規定により避難のための立ち退きを勧告し、若しくは指示し、若しくは立退き先を指示し、又は前項の規定により屋内安全確保を指示したときは、速やかに、その旨を都道府県知事に報告しなければならない。
- 5 市町村長は、避難の必要がなくなったときは、直ちにその旨を公示しなければならない。前 項の規定は、この場合について準用する。
- 6 都道府県知事は、当該都道府県の地域に係る災害が発生した場合において、当該災害の発生 により市町村がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、当該市町村 の市町村長が第1項から第3項まで及び前項前段の規定により実施すべき措置の全部又は一 部を当該市町村長に代わって実施しなければならない。
- 7 都道府県知事は、前項の規定により市町村長の事務の代行を開始し、又は終了したときは、その旨を公示しなければならない。

イ 警察官、海上保安官(災害対策基本法 61条、警察官職務執行法(昭和 22 年法律第 136 号))

前記(1)の市長による避難の指示ができないと認めるとき、又は市長から要求があったときは、警察官又は海 上保安官は、必要と認める地域の居住者等に対し、避難のための立退き又は屋内安全確保を指示することができ るとともに、立退き先を指示することができる。

立退きを指示したときは、直ちに、その旨を市長に通知しなければならない。なお、災害の状況により特に急を要する場合には、警察官は、危害を受けるおそれのある者に対し避難等の措置をとる。

ウ 水防管理者(水防法(昭和 24 年法律第 193 号)抜粋)

(立退きの指示)

第 29 条 洪水、雨水出水、津波又は高潮によって氾濫による著しい危険が切迫していると認められるときは、 都道府県知事、その命を受けた都道府県の職員又は水防管理者(市長)は、必要と認める区域の居住者、滞在 者その他の者に対し、避難のため立ち退くべきことを指示することができる。水防管理者が指示をする場合に おいては、当該区域を管轄する警察署長にその旨を通知しなければならない。

(知事の指示)

第30条 水防上緊急を要するときは、都道府県知事は、水防管理者(市長)、水防団長又は消防機関の長に対して指示をすることができる。

工 自衛官(自衛隊法第94条)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、災害の状況により特に急を要する場合で、警察官がその現場にいない場合に限り、危害を受けるおそれのある者に対して避難の措置をとる。

オ 避難勧告等実施責任者の代理規定の整備

市長は、不在時における発災に備え、避難勧告等発令に係る代理規定を定める。 順位 2副市長 3教育長 4総務部長

市は、躊躇なく避難勧告等を発令できるよう、平常時から災害時における優先すべき業務を絞り込むとともに、当該業務を遂行するための役割を分担するなど、全庁をあげた体制の構築に努める。県は、市に対し、避難勧告等の発令基準の策定を支援するなど、国とともに、市の防災体制確保に向けた支援を行う。

カ 避難勧告・指示(緊急)の時期

市長等は、避難の勧告又は指示を行う場合は、危険が切迫する前に十分な余裕を持って行い、市民が自主的に家屋被害に対する対策、衣類や食料品の準備等、最低限の措置を講じて避難所へ向かうことができるよう努める。なお、局所的な豪雨による急激な河川の水位上昇への対応など、状況に即した早期発令に努める。また、避難勧告の発令の際には、避難場所を開設していることが望ましいが、避難のための時間が少ない局地的かつ短時間の豪雨の場合は、躊躇なく避難勧告を発令する。また、そのような事態が生じ得ることを住民にも周知する。

(2) 避難準備・高齢者等避難開始の伝達

市長は、災害が発生するおそれがある場合において、一般市民に対して避難準備を呼びかけるとともに、要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対して、早めの段階で避難行動を開始することを求める避難準備・高齢者等避難開始を伝達する。

(3) 警戒区域の設定

市長等は、次の措置を講ずるものとする。

ア 市長(災害対策基本法第63条第1項)

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合は、住民の生命、身体に対する危険 を防止するため、特に必要が認められるときは、警戒区域を設定し、災害応急対策に 従事する者以外の者に対して、当該地域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又 は退去を命ずる。

イ 警察官、海上保安官(災害対策基本法第63条第2項)

市長及びその職務を行う吏員が現場にいないとき、又はこれらの者から要求があったときは、警察官又は海上保安官は、(1)の市長の職権を行うことができる。この場合には、直ちにその旨を市長に通知する。

ウ 自衛官(災害対策基本法第63条第3項)

災害派遣を命じられた部隊等の自衛官は、市長その他市長の職権を行うことができる者が現場にいない場合に限り、市長の職権を行うことができる。この場合には、 直ちにその旨を市長に通知する。

(4) 警戒区域設定の周知等

- ア 警戒区域の設定を行った者は、避難の勧告又は指示と同様に、住民への周知及び 関係機関への連絡を行う。
- イ 市長は、警察官等の協力を得て、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限 り防犯、防火のためのパトロールを実施する。

(5) 避難者の誘導

避難者の誘導は、警察官、市職員等が行うが、誘導に当っては各地区又は集落単位の避難を心掛け、避難路等の安全を確認するとともに、要配慮者に十分配慮するものとし、これに地域住民も可能な限り積極的に協力する。

(6) 避難のあとの警備等

避難した後、地域住民の財産等の保護は避難民の民生安定に寄与することが大きいので、その対策は警察等と協議のうえ、警察官若しくは市長の指定した者がこれに当たる。

また、避難所における秩序保持も同様実施するものとする。

(7) 伝達方法

避難勧告及び指示は、以下の方法をもって伝達する。

- ア 緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、防災メール
- イ 携帯電話 (緊急速報メール機能を含む。)
- ウサイレン
- エ 広報車、マイク
- オ 自主防災組織及び町会等の組織を通じて

(8) 輸送及び経路の確保

- アー水防本部は、市有自動車をもって必要資器材及び作業員の輸送にあたる。
- イ 水防本部は、市内の重要水防区域について、輸送路の計画を立てておく。
- ウ 水防本部は、水防時の非常輸送のため、情報に基づき輸送路の確保に努める。

7. 決壊等の通報及び決壊後の処理

堤防その他の施設が決壊したとき又は越水・溢水若しくは異常な漏水が発生したときは、市長、消防長、水防団長、水防協力団体の代表者は直ちにその旨を関係機関(県総合事務所、土木総合事務所、農林総合事務所及び氾濫する方向の隣接水防管理者等)に通報し、市長、消防長、水防団長及び水防協力団体の代表者は、できる限りはん濫による被害が拡大しないよう努めるものとする。

8. 水防体制の解除

水防本部長は、水位が警戒水位以下に減じ、かつ、危険がなくなったときは、水防体制を解除し、市民に周知させるとともに、県中能登土木総合事務所に報告するものとする。

9. 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて"遠地津波"と"近地津波"に分類して考えられる。

遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来 し、近地津波の場合は、地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。したがって水防 活動従事者自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

したがって、あくまでも水防活動従事者の避難時間を確保した上で、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第10章 費用負担と公用負担

1. 費用負担

市がその管轄区域の水防に要する費用は、市が負担するものとする。

2. 公用負担

公用負担権限等については、石川県水防計画に準ずる。

第11章 水防報告と水防記録

水防本部長は、水防活動が終結したときは、速やかに水防活動状況報告(様式集 P 7)により、必要事項をとりまとめて県中能登総合土木事務所を経由して県本部へ報告するものとする。

第12章 水防訓練

水防訓練は、実情に即応した規定により実施し、水防に対する一般の認識を深めるため、 市民の参加を得て、水防思想の高揚に努める。

- (1) 水防訓練は、概ね次の項目を実施する。
 - ア 観測(水位等)
 - イ 通報(消防無線、電話等)
 - ウ 動員
 - 工 輸送(資材、人員)
 - オ 土のう工法(各工法)
 - カ 水防信号
 - キ避難

第13章 相互応援

1. 河川管理者の協力

河川管理者(石川県)は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、市が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- ・河川に関する情報の提供
- 重要水防箇所の合同点検の実施
- 市が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- ・市及び水防協力団体の備蓄資機材で不足するような緊急事態に際して、応急復旧資 機材または備蓄資機材の貸与
- ・水防活動の記録・広報
- 連絡調整員の派遣

県は、市との相互の情報提供や収集等のため、大規模災害発生時等必要に応じて、 県中能登土木総合事務所から連絡調整員を派遣するものとする。

2. 水防協力団体の指定

市長は、水防団及び水防を行う消防機関との密接な連携の下、適正かつ確実に行う ことができると認められる法人その他これに準ずる国土交通省令で定める団体を、そ の申請により、水防協力団体として指定することができる。

3. 警察官・他の水防管理者等の応援

市長は、水防のため必要があると認めるときは、七尾警察署長に警察官の出動を求めるものとする。

また、緊急の場合必要に応じ、他の水防管理者に対して応援を求めることができる。

水防本部組織と分掌事務

本部長:市長 副本部長:副市長·教育長 本部員:各部長

本部長: 申長		지내다	: 副巾長・教育長		本 部貝:各部長
部名(本部員)	班名		課名(◎印班長)		分掌事務
総務部	総務班	0	総務課	1	災害対策本部の庶務に関すること。
(部長)			(防災対策室)		本部員会議に関すること。
議会事務局			秘書人事課	3	本部長の命令伝達に関すること。
(局長)			監理課		防災気象情報の受信及び伝達に関すること。
			議会事務局		災害に関する情報資料の収集及び提供に関すること。
			監査委員事務局		避難勧告・指示・警戒区域の設定に関すること。
			蓝豆及只 4 777/19		防災関係機関及び各部との連絡調整に関すること。
					県、自衛隊その他派遣要請に関すること。
					災害救助法 (昭和 22 年法律第 118 号) の適用に関すること。
					災害時の交通安全対策に関すること。
					車両の確保に関すること。
					市有財産その他の被害報告の取りまとめに関すること。
					輸送手段の確保に関すること。
				14	行政情報通信設備(イントラネット)の被害状況調査及び応急
					復旧に関すること。
					市民相談に関すること。
					食料の確保、保管及び配布に関すること。
					本部長及び副本部長の秘書に関すること。
					視察者、見舞者等の接遇に関すること。
					職員の動員状況把握及び厚生に関すること。
				20	他自治体職員の応援受け入れに関すること。
					各班に属しないこと。
				22	部内の被害報告のとりまとめ及び連絡調整に関すること。
	企画班	0	企画財政課	1	復興計画に関すること。
			会計課	2	資金計画に関すること。
				3	公共交通機関の被害に関する情報の取りまとめに関すること。
				4	緊急経費の支払いに関すること。
	調査班	0	税務課		家屋等の被害調査に関すること。
					災害に伴う市税の減免等に関すること。
					り災証明書の発行に関すること。
市民生活部	広報班	0	広報広聴課		各ュシュニティセンター施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
(部長)	/		地域づくり支援課		被災者の陳情処理に関すること。
(50,1%)			市民課		災害に関する記録映像の収集及びCATV放映に関すること
			山火麻		ホームページ等への災害に関する情報掲載に関すること。
					行政情報通信設備(CATV網)の被害状況及び応急復旧に関す
				Э	
					おどのは初発行に関すること
					報道機関への情報発信に関すること。
					ボランティア活動の支援に関すること。
					外国人支援対策活動に関すること
					遺体の埋火葬の許可に関すること。
					り災証明書の発行の支援に関すること。
					部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
	環境班	0	環境課		し尿、生活ごみ、がれき及び廃棄物の処理に関すること。
					応急トイレ対策活動に関すること。
				3	清掃等の処理及び対策に関すること。
				4	廃棄物処理施設の災害対策に関すること。
				5	災害時の公害発生の防止指導に関すること。
					公害苦情の処理及び対策に関すること。
健康福祉部	災害救助班	0	福祉課		被災者の収容及び援護に関すること。
(部長)	> \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \		子育て支援課		要配慮者に関すること。
(1174/			高齢者支援課		避難所設置及び運営に関すること。
			保険課		生活必需品の確保、保管及び配布に関すること。
			健康推進課		美援金の受入、管理及び配布に関すること。 ・
)是承1年世际		
I		1		ь	社会福祉施設の災害対策に関すること。

お金属社施設の災害対策に関すること。 8 遺体欠度所の開設、運営に関すること。 9 災害時における医療機関との重要をい理者に関すること。 14 総理機所との避難でに関すること。 15 総理機所との避難でに関すること。 16 接近難機形との避難でに関すること。 17 総本を施設のでが選定に関すること。 18 接外者の健康管理に関すること。 18 総本を施設のでが認定に関すること。 19 機体変更が認定に関すること。 19 機体変更が認定に関すること。 2 機・地及び特定に関すること。 2 機・地及び特定に関すること。 3 機・動産が取りまとめ及び連絡機能に関すること。 6 には関すること。 6 には関すること。 6 には関すること。 7 にを物及びか進度関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 6 には関すること。 6 には関すること。 7 にを物及びか進度関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 8 市場施設の災害対策に関すること。 9 ・部内の政事権を対象が定として関すること。 8 市場を設めが書かれている機能に関すること。 8 市場を対象が実施を対象に関すること。 7 に対象を変化が急性に関すること。 8 市場を対象を対象に関すること。 8 市場を対象を対象に関すること。 8 市場を対象を対象に関すること。 9 公園体を対象を対象に関すること。 1 に対象を変化が急を関目に関すること。 1 に対象を変化が急を関目に関すること。 1 に対象を変化が急を関目に関すること。 1 に対象を変化が急を関目に関すること。 1 に対象を変化が急を関目に関すること。 2 対象を要素の機を関すること。 2 対象を要素の機を関すること。 3 部内の被害制度及び応急使目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 2 対象を要素の関すること。 2 対象を要素の関すること。 3 に対象を対象を可能と対すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 3 に対象を定めび患を関目に関すること。 2 対象を要素の関目に関すること。 3 に対象を要素の関すること。 3 に対象を要素の関すること。 2 対象の関するとの及び連絡関に関すること。 2 対象の関するとと、 3 に対象を要素の関すること。 4 に対象を要素の関すること。 5 に対象を要素の関すること。 5 に対象を要素の関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を可能を関すること。 6 に対象を関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を関すること。 6 に対象を関すること。 6 に対象を関すること。 7 が表を要素の関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を要素の関すること。 6 に対象を関すること。 6 に対象を関するに関すること。 6 に対象を関するに関すること。 6 に対象を関するに関すること。 7 が表を要素の関するに関すること。 7 が表を要素の関するに関すること。 7 が表を要素の関するに関すること。 6 に対象を可能を関するに関すること。 6 に対象を可能を関するに関すること。 6 に対象を可能を関するに関すること。 6 に対象を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を可能を						
8 遺体安置所の制設、運営に関すること。					7	社会福祉施設の災害対策に関すること。
9 実書時における医療機関との連絡に関すること。 10 枚譲所の設置及び運営に関すること。 12 人的被害の護症に関すること。 13 核災者の健康で興に関すること。 14 感染症の予防及び防疫に関すること。 15 納の肉弦書機の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 15 納の肉弦書機の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 15 納の肉弦書機の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 16 無本薬難の収集業期類の以等対策に関すること。 2 農地及び水池の被害調査に関すること。 3 農市療物及び水漁物酸で関すること。 4 農地及び水漁の数害調査に関すること。 6 水産関係施設の災害対策に関すること。 6 水産関係施設の災害対策に関すること。 7 木京地の変数を実調室及び応急後目に関すること。 8 市場施設の被害調査区関すること。 2 製売施設の被害調査区関すること。 8 市工班						
10						
11 福祉睡蓮軒との連絡調整に関すること。						
12 人的検索の調定に関すること。 13 被災者の健康管理に関すること。 14 終発症の下的及び助疫に関すること。 15 部内の被害報告の取りまとめ及び運搬割整に関すること。 15 部内の被害報告の取りまとめ及び運搬割整に関すること。 2 農林来産政・機力を関する。日本・機力を関する。日本・経験をのでいると、 2 農地及び機業用施設の炎害対策に関すること。 2 農地及び機業用施設の炎害対策に関すること。 3 農地及び機業用施設の炎害対策に関すること。 4 農地及び機業用施設の炎害対策に関すること。 5 治山及び水池の火害対策に関すること。 6 水産明条施政の状害調査とび応急後旧に関すること。 8 市場施設の被害調査をび応急後旧に関すること。 8 市場施設の被害調査に関すること。 8 市場施設の被害調査に関すること。 9 部内の被害報告の取りまとめ及び速急順に関すること。 2 観光施設の被害調査に関すること。 3 部工業名に対すること。 4 部工業名に対する直と。 4 部工業名に対する直と。 5 河川等の応急後旧その他緊急措置に関すること。 6 道路の除害計画の家定及び応急後旧に関すること。 6 道路の除害計画の家定及び応急後に関すること。 6 道路の除害計画を必応急程目との機能が関すること。 6 道路の除害計画を必応急程目との機能が関すること。 6 道路の除害計画を必応急程度に関すること。 8 市地設の火業・対策に関すること。 8 都市地設の火業・対策に関すること。 10 公首化宅の被害制金がにに急情置を必復旧に関すること。 10 公首化宅の被害制金がに応急情間を必復旧に関すること。 10 公首化宅の被害制金がに関すること。 11 下水道難 1 上下水道施 1 工 上下水道施 1 工 上下水道施 1 工 上下水道施 1 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工 工						
13 被災者の健康管理に関すること。 2						
2						
 産業部 (部長) 農林水産銀 (部長) 農林水産銀 (部長) 農業委員会事務局 (農業委員会事務局 (農業委員会事務局) 農産産業の (部長) 農業委員会事務局 (農業委員会事務局) 農産産物及び林極の被害調査及び応急復旧に関すること。 場面産物及び林種の災害対策に関すること。 市場施設の災害対策に関すること。 水産関係施設の災害対策に関すること。 水産関係施設の災害対策に関すること。 水産関係施設の災害対策に関すること。 市場施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 ・ 水産物及び水産関係施設の災害対策に関すること。 ・ 市場施設の被害調査区間すること。 ・ 銀光室の被害調査区間すること。 ・ 銀光室の被害調査に関すること。 ・ 銀光室の被害調査に関すること。 ・ 銀光室の被害調査とび応急復旧に関すること。 ・ 福の工業の被害調査に関すること。 ・ 福の工業の被害調査とび応急復旧に関すること。 ・ 海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海路・海						
(部長) 農林水産班 農業委員会事務局 (部長) 3 農林米産融 農業委員会事務局 (部長) 1 農林業施設の被害調査に関すること。 3 農畜産物及び林廃物の被害調査に関すること。 6 治山及び林産物の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 水産物及び水産関係施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 8 市場施設の被害調査に関すること。 9 部内の被害調査に関すること。 9 部内の被害調査に関すること。 6 部工機光課 (部長) 1 観光器の被害調査に関すること。 9 部内の被害調査反び応急復旧に関すること。 9 部内の被害調查反び応急復旧に関すること。 9 部内の被害調查反び応急復旧に関すること。 9 部内の被害調查反び応急復旧に関すること。 9 部内を応急復旧その他緊急措置に関すること。 9 が設定関すること。 6 道路が原理は同様の応急措置と関すること。 6 道路が原理は同様の応急措度及び応急復旧に関すること。 9 公園経地の政事計画の策定及び応急復旧に関すること。 6 道路の災害対策に関すること。 9 公園経地のびに高度措度とび復旧に関すること。 9 公園経での設置及び応急措度及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調查が応応急措度及び復旧に関すること。 9 公園経地のびに高齢措度及び復旧に関すること。 11 た急依放びで急措度及び復旧に関すること。 12 市有建物の応急措度及び復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 14 が活動に関すること。 15 本防活動に関すること。 16 本防活動に関すること。 2 本防活動に関すること。 2 ・木防活動に関すること。 2 ・木防活動に関すること。 2 ・大防活動に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 変種原の強害組定及び応急復旧に関すること。 1 が発しるの後害相違及び応急復旧に関すること。 2 か時の被害調查及び応急復旧に関すること。 6 変種原の連営協力に関すること。 9 学経過及び保健衛生保全措置に関すること。 1 選難所の連営協力に関すること。 9 が発し及び保健衛生保全措置に関すること。 1 選難所の連営協力に関すること。 1 選難所の連営協力に関すること。 1 選難所の連営協力に関すること。 1 選難所の連営協力に関すること。 2 行力不明者接索活動に関すること。 1 消防、株の政で連絡調整に関すること。 1 消防、株の政で連絡調整に関すること。 1 が予しの政を認能の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 が予しの政を認能の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 が予しの政を認能の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 が別、教政及び強を指動に関すること。 1 が別、教政及び強を活動に関すること。 位尾島・2 に関すること。 1 が別を認定して関すること。 2 が治を関すること。 2 が治を関すること。 3 が別を認定して関すること。 3 が認定して関すること。 3 が認定していた意なが高度目に関すること。 4 が自己の政を認定して関すること。 5 学校給及び保健衛性の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 6 が治を関すること。 9 が治を関すること。 9 が治を関すること。 9 が治を関すること。 9 が治を関すること。 1 が別を関すること。 1 が別を関すること。 9 が治を関すること。 1 が別を関すること。 1 が別を関すること。 1 が別を関すること。 2 が治を関すると。 2 が治を関すると。 3 が認定して関すると。 3 が認定して関すると。 3 が認定して関すると。 4 が記述を関すると。 9 が記述を見ずると。 9 が						
(部長) 農業委員会事務局 2 農地及び林地の被害調査に関すること。	t alle to			-11-11-1-1-1-1		
日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日本の日		農林水産班	0			
### ### ### ### ### ### ### ### ### #	(部長)			農業委員会事務局		, , , , , , , , , , , , , , , , , , , ,
1						
6					4	農地及び農業用施設の災害対策に関すること。
おきり					5	治山及び林道の災害対策に関すること。
と。 お 市場施設の被害調査及び応急復旧に関すること。					6	水産関係施設の災害対策に関すること。
8 市場施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 第1					7	水産物及び水産関係施設の被害調査及び応急復旧に関するこ
8						と。
商工班					8	市場施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
### 2					9	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
### 2		商工班	(0)	商工観光課	1	観光客の被害調査に関すること。
## 2		11-1-1-1		1-4 1907 2 1911		
世						
世					4	商工業者に対する被害復旧援助に関すること。
(部長) 都市建築課 2 河川等の応急復旧その他緊急措置に関すること。 3 港湾・漁港施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 4 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 道路の除雪計画の策定及び実施に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 9 公園採地並びに衛路樹の応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 9 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 2 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 2 が難断所の運営協力に関すること。 3 がに関すること。 3 がに関すること。 3 がに関すること。 3 がに関すること。 3 がに関すること。 3 がに関すること。 3 がと歌すに関すること。 3 が、対に関すること。 3 が、対に関すること。 3 が、対に関すること。 3 が、対に関すること。 3 が、対に関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して関すること。 3 が、対して収益に関すること。 3 が、対して収益に関する 3 が、対して収益に関すること。 3 が、対して収益に関すること。 3 が、対して収益に関する 3 が、対し、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が、3 が	建設部	土木班	0	土 木課		
4 道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関すること。 5 水防活動に関すること。 6 道路の除雪計画の策定及び実施に関すること。 7 被災建築物応急危険判定に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 9 公園緑地並びに応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 水防活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 に急教育に関すること。 5 学校教育課 7 文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 7 が所、教助及び教急活動に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(大災)に関すること。 3 り災証明(大災)に関すること。 3 り災証明(大災)に関すること。 3 り災証明(大災)に関すること。 3 り災証明(大災)に関すること。 3 りに関すること。 3 りに関するに関すること。 3 りに関すること。 3 りに関するに関すること。 3 りに関すること。 3 りに関する 3 りに関すること。 3 りに関す	(部長)					
5 水防活動に関すること。				,,,	3	港湾・漁港施設の被害調査及び応急復旧に関すること。
6 道路の除雪計画の策定及び実施に関すること。 7 被災建築物応急危険判定に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 9 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 14 上下水道避 ② 上下水道課 1 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 4 交教育課 スポーツ・文化課 図書館 1 文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 学校教育課 スポーツ・文化課 図書館 4 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5 学校教育と保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防表) 1 消防、教助及び救急行間に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 2 行力不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。					4	道路、橋梁等の応急復旧その他緊急措置に関すること。
7 被災建築物応急危険判定に関すること。 8 都市施設の災害対策に関すること。 9 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 14 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 4 学用品及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 遊難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 7 遊難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、数助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 2 公立能登総合網院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。					5	水防活動に関すること。
8 都市施設の災害対策に関すること。 9 公園緑地並びに街路構の応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 14 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 に急教育に関すること。 4 学用品及び応急復旧に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 11 「防班」 (③ 消防本部 1 消防・数助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 4 学用者索活動に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 1 消防・数助及び救急活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 4 学用表で教治活動に関すること。 1 消防・数助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。					6	道路の除雪計画の策定及び実施に関すること。
9 公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関すること。 10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。 11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。 12 市有建物の応急復旧に関すること。 13 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 上下水道班 ② 上下水道課 1 上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 3 給水活動に関すること。 2 水防活動に関すること。 4 学校教育課 スポーツ・文化課 図書館 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害者直及び応急復旧に関すること。 2 小中学校の被害者直及び応急復旧に関すること。 3 応急教育に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防本部 1 消防・救助及び救急活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。					7	被災建築物応急危険判定に関すること。
10 公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。						
11 応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。					9	公園緑地並びに街路樹の応急措置及び復旧に関すること。
12 市有建物の応急復旧に関すること。					10	公営住宅の被害調査並びに応急措置及び復旧に関すること。
上下水道班					11	応急仮設住宅の設置及び管理に関すること。
上下水道班					12	市有建物の応急復旧に関すること。
関すること。					13	部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。
教育委員会事務局 (部長) 教育総務課 学校教育課 学校教育課 スポーツ・文化課 図書館 1 文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。		上下水道班	0	上下水道課	1	上下水道施設(ライフライン施設)の被害調査及び応急復旧に
教育委員会事務局 教育班 ② 教育総務課 学校教育課 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 学校教育課 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 ②書館 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 ②書館 4 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 に関すること。 3 に関する 3 に関すること。 3						関すること。
教育委員会事務局 (部長)教育班②教育総務課 学校教育課 スポーツ・文化課 図書館1文教施設の被害調査及び応急復旧に関すること。 2小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 3応急教育に関すること。 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7避難所の運営協力に関すること。 8部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。七尾鹿島消防本部 (消防長)消防本部1消防、救助及び救急活動に関すること。 2行方不明者捜索活動に関すること。 39災証明(火災)に関すること。公立能登総合病院の能登総合病院1災害医療活動に関すること。					2	水防活動に関すること。
(部長) 学校教育課 スポーツ・文化課 図書館 2 小中学校の被害調査及び応急復旧に関すること。 3 応急教育に関すること。 4 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。						
スポーツ・文化課図書館 3 応急教育に関すること。 4 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 公立能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。 公立能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。	教育委員会事務局	教育班	0	教育総務課		
図書館 4 学用品及び教科書の確保及び支給に関すること。 5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 公立能登総合病院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。	(部長)					
5 学校給食及び保健衛生保全措置に関すること。 6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。						
6 文化財の被害調査及び応急復旧に関すること。 7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 (消防長) 消防班				図書館	!	
7 避難所の運営協力に関すること。 8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 1 消防・水助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 公立能登総合病院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。						
8 部内の被害報告の取りまとめ及び連絡調整に関すること。 七尾鹿島消防本部 消防班 ◎ 消防本部 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 (消防長) 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 公立能登総合病院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。						
七尾鹿島淵防本部 (消防長) ① 消防本部 1 消防、救助及び救急活動に関すること。 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 公立能登総合病院 ① 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。						
(消防長) 2 行方不明者捜索活動に関すること。 3 り災証明(火災)に関すること。 公立能登総合病院 ① 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。						
3 り災証明 (火災) に関すること。 公立能登総合病院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。		消防班	0	消防本部		the state of the s
公立能登総合病院 病院班 ◎ 能登総合病院 1 災害医療活動に関すること。	(消防長)					
(経営本部長)		病院班	0	能登総合病院	1	災害医療活動に関すること。
	(経営本部長)					

消防班の警備発令要件及び実施事項

(1) 警備発令要件及び共通実施事項

	1 号警備	2 号警備	3 号警備
警備発令要件	次のいずれかに該当し、消防長が必要と認めたとき 1 雨量が次の通報基準に達し、更に降雨が予想されるとき (1)雨が降り始めてから50mmに達したとき(2)1時間に20mm以上に達したとき(3)3時間に40mm以上もしくは24時間に70mm以上に達したとき2 最大風速が毎秒20mを超える見込みのとき	次の警報のうち、1つ以上発表 され、消防長が必要と認めたとき (1)大雨警報 (2)洪水警報 (3)高潮警報 (4)津波警報 (5)暴風警報	次の警報が発令され、降雨及び 風水害等の状況により、特に消防 長が必要と認めたとき (1)特別警報
共通実施事項	・非直員(毎日勤務者を含む)の対応準備 ・資機材の点検整備 ・管内巡らによる情報収集及び報告 ・警戒調査及びその状況により必要な措置 ・関係機関との連絡調整 ・消防団に対する連絡 ・その他必要な措置	 ・非直員(毎日勤務者を含む)の必要数収集 ・消防団員の必要数招集 ・特設小隊の編成及び報告 ・警戒調査の強化 ・資機材の積載 ・必要事項の即報 ・関係機関との情報共有 ・資機材補給及び調達準備 ・災害状況に応じた防ぎょ活動 ・罹災者の救出及び救護 ・避難誘導 ・警備本部設置の事前準備 	・警備本部の設置 ・非直員(毎日勤務者を含む)の全員招集 ・消防団員の全員招集 ・特設小隊の強化及び報告 ・警戒調査の強化及び報告 ・必要事項の即報 ・関係機関との一体活動 ・資機材の補給 ・災害状況に応じた防ぎょ活動 ・罹災者の救出及び救護 ・避難誘導

(2) 個別実施事項

警備活動	行動要件
情報収集及び連絡	署、分署及び分遣所に執務中の消防職員は、気象予報並びに気象状況に絶えず注意 し、雨量、河川の水位等について異常を察知したときは消防本部に通報すること。 また、風水害発生に関係がある情報を得たときから、情報の収集に努めるとともに 関係機関と連絡を密にすること。
河川、沿岸等の警戒、巡視 及び被害調査	風水害の発生又は発生の予想がされるときは、以下のことについて管轄区域内の状況を調査し、警備本部へ報告すること。 ・河川、沿岸の水位の状況 ・風水害危険箇所の状況 ・被害の状況(人的・物的) ・道路、田畑の浸水の状況 ・住民の避難状況 ・その他必要な事項
人命救助及び災害防ぎょ	被害の発生等の通報を受けた場合、ただちに消防職員及び団員を現地に派遣し、状況を調査させるとともに必要な措置をとらせるものとする。 風水害発生における警備活動は、人命救助を優先して行うものとし、必要資機材を 活用して被害の軽減に努めるものとする。
避難誘導及び警戒区域の設 定	避難の勧告、指示、伝達、誘導等については関係市町と連絡を密にし、必要に応じて 活動すること。
庁舎及び施設の防護	風水害の発生が予想される場合は、庁舎の防護措置を行うとともに、風水害警備に 支障がないよう留意し、重要書類の持ち出し、消防車両等の避難等必要な措置を講じ ること。

(3) 七尾鹿島消防特設小隊 編成表 (※七尾市のみ記載)

七尾消防署

七尾第1小隊(七尾消防署)

七尾第2小隊(七尾消防署)

七尾特設小隊(七尾消防署)

和倉第1小隊(和倉消防署)

和倉第2小隊(和倉消防署)

和倉特設小隊(和倉消防署)

中島小隊 (中島分遣所)

能登島小隊 (能登島分遣所)

灘浦小隊 (灘浦分遣所)

七尾鹿島消防本部

(消防本部・団本部)

七尾市第1消防団

第1小隊(袖ケ江、矢田新、御祓)

第2小隊(矢田郷、東湊、崎山)

第3小隊(石崎、和倉)

第4小隊(徳田、高階)

第5小隊(北大吞、南大吞)

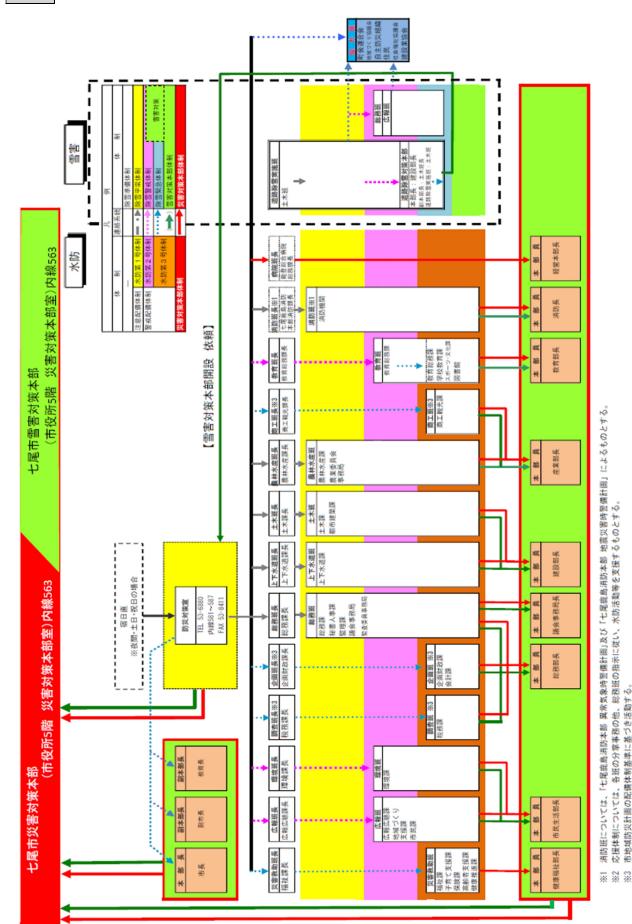
第6小隊(能登島東部、中部、西部)

七尾市第2消防団

第1小隊(金ヶ崎、田鶴浜、相馬)

第2小隊(笠師保、豊川、中島)

第3小隊(熊木、釶打、西岸)



市地域防災計画の配備体制基準に基づき活動する。

各防災気象情報等の伝達

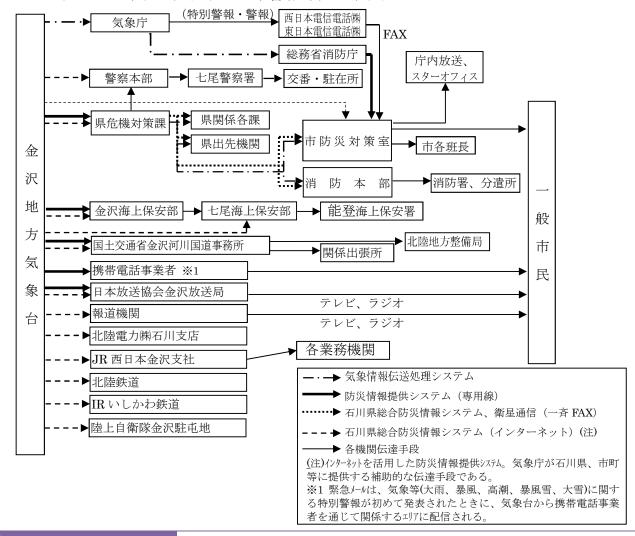
市は、各種気象警報及び避難勧告等については、次の要領により市民及び関係機関へ周知する。

(1) 周知事項

- ア 大雨、大雪、暴風(強風)、暴風雪(風雪)、洪水、波浪、高潮、津波等の各注意報、及び警報及び特別警報
- イ 水防警報、火災警報及び急傾斜地崩壊危険区域等の状況
- ウ 火災警報、火災気象通報
- 工 土砂災害警戒情報
- 才 土砂災害緊急情報
- カ 避難の勧告、指示等
- キ 各種災害の情報
- ク 市長、その他の機関が行う警告等

(2) 気象伝達系統図

金沢地方気象台が発表する気象警報等伝達系統図



(3) 水防警報を発表する河川

河川名	観測所名	準備	出動	状況	解除
御祓川	藤橋橋	氾濫注意水位に	なお上昇の恐れ	適時、河川の状	氾濫注意水位を
		達するおそれの	があり危険を予	況を通知する必	下回って水防作
		あるとき	知したとき	要があるとき	業の必要がなく
		1. 2m∼1. 4m			なったとき
二宮川	落合橋	ı,	"	"	IJ.
		1.3m∼1.9m			
熊木川	加茂橋	"	"	"	IJ.
		1.6m∼2.0m			

[※]地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(4) 水防警報を発表する海岸(高潮)

海岸名	待機・準備	出動	解除
能登内浦 沿岸	高潮注意報の発表のも	高潮警報が発表された場合、または現地において越波の	七尾港で潮位が T.P. +70 c m を下回り、かつ、気象状況、現
(百)子	と、七尾港で潮位が T.P. +70 c m以上を観 測し、かつ、気象情報か	発生が確認されたとき	地状況等を勘案して、水防活動 を必要とする状況が解消した
(能登町 恋路9字	のし、かり、风家情報がら波浪や潮位の増大が 予測されるとき		と認められたとき
1番2地 先~ 七尾市鵜 浦町/部9 番2地先)	水防団の所要の人員が 出動し、海岸巡視及び水 防資器材の整備点検を 行う必要がある旨を通 知するもの	水防団員または消防団員等 が出動し、土のう積み、通行 止め、避難誘導等の水防活動 を行う旨を通知するもの	水防活動の終了を通知するもの

[※]地震による堤防の漏水、沈下等の場合は、上記に準じて水防警報を発表する。

(5) 津波に関する水防警報

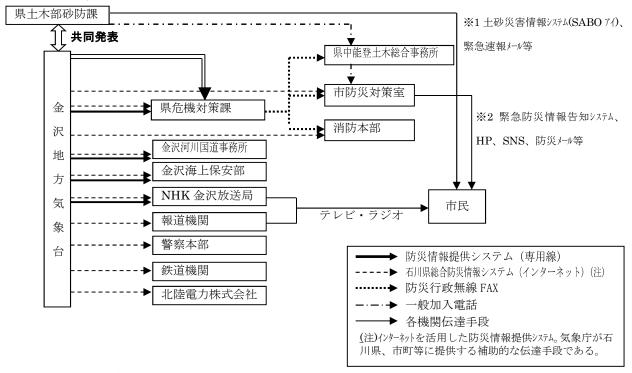
津波に関する水防警報を行う河川・海岸については、P6(3)、上記(4)の区域とする。

種類	発表基準	内容
待機・準備	津波警報が発表される等必要と認めるとき	水防団員の安全を確保した上で、待
		機・準備する必要がある旨を警告する
		もの
出動	津波警報が解除されるなど水防作業が安全	水防機関が出動する必要がある旨を
	に行える状態で、かつ必要と認めるとき	警告するもの
解除	巡視等により被害が確認されなかったと	水防活動の必要が解消した旨を通告
	き、または応急復旧等が終了したときなど	するもの
	水防作業を必要とする河川海岸状況が解消	
	したと認めるとき	

津波警報が発表された後、水防警報の受伝達に時間を要すること、並びに地震の影響により通信手段が途絶することがあり得ることから、初動は水防警報が発表されているとみなし、気象庁の津波警報が発表された段階で、各水防団においては報道機関等の情報入手に努めつつ、安全を確保し体制を整えていくものとする。

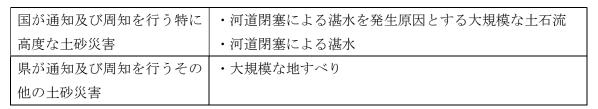
県及び市は、水防団員等の避難誘導や防災対応にあたる者の安全が確保されることを前提とし、予想される津波到達時間も考慮した上で、住民等の海浜からの避難や災害時要配慮者の避難支援等の緊急対策を行う。

(6) 土砂災害警戒情報の伝達系統図

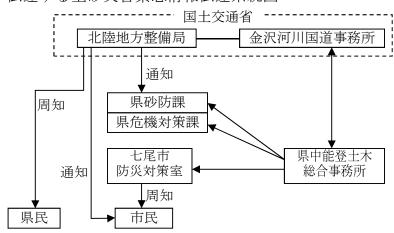


(7) 土砂災害緊急情報の伝達

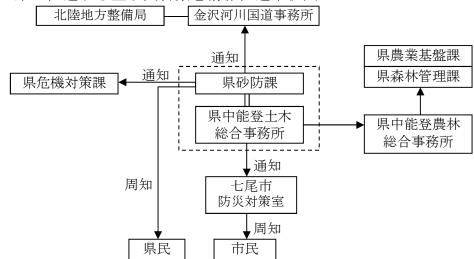
市は、国及び県からのが大規模場土砂災害が緊迫している場合に発表する土砂災害緊急情報について、被害の想定される区域及び時期を、次の通り速やかに市民に周知する。



ア 国が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



イ 県が伝達する土砂災害緊急情報伝達系統図



(8) 周知方法

- ア 緊急防災情報告知システム、防災ラジオ、インフォメールななお等による方法
- イ サイレン、警鐘等による方法
- ウ 広報車、マイク等を利用する方法
- エ バイク、徒歩等による方法
- オ 伝達組織を通じて徹底する方法
- カ 標識等を利用する方法

資器材の備蓄数量

令和2年 5月31日現在

倉 庫 番 号		(1)	(2)	(3)
倉 庫 名		国分水防倉庫	中島水防倉庫	田鶴浜水防倉庫
資器材名	単位	現有数	現有数	現有数
鉄線	kg	0	0	0
むしろ (たたみ)	枚	0	0	0
麻袋	枚	30	0	0
ビニール袋 (ナイロン土のう)	枚	3, 980	1, 900	3, 460
二子縄	玉	0	3	4
杭	本	20	27	18
丸太	本	13	0	9
ロープ	丸	0	2	2
ワイヤロープ	丸	3	0	0
ブルーシート	組	23	3	46
鉄杭	本	65	0	65
掛矢	丁	3	2	3
ハンマー	丁	5	0	6
スコップ	丁	22	5	29
ツルハシ	丁	5	4	4
一輪車	車	5	0	8
ノコギリ	丁	1	2	5
ナタ	丁	0	7	2
鎌	丁	9	61	35
鳅	丁	2	11	3
スコップフォーク	丁	2	0	1
長鎌	丁	0	6	13
三ツ鍬	丁	0	0	0
軍手	打	600	178	0
バリケード	組	21	0	12

防災対策室保有資材

資 材 名	単位	現有数	保 管 場 所
ビニール袋 (ナイロン土のう)	枚	2,000	本庁 車庫棟二階
ブルーシート (2.7m×3.6m)	枚	10	y,
" (3.6m×5.4m)	枚	40	IJ.
" (5.4m×7.2m)	枚	75	y,
スコップ	丁	40	IJ.
ハンマー	丁	2	ıı
掛矢	丁	3	ı,
水中ポンプ φ 50 (230ℓ/mim)	台	3	ıı
ホース (50mm×50m)	本	4	IJ.

雨量観測地点及び観測者

整理番号	河川名	観測所名	所在地	観測人名	測器種類	摘要
1	熊木川	西谷内	七尾市中島町西谷内	中能登土木	テレメーター	
2	熊木川	中島	七尾市中島町中島 (中島地区コミュニティーセンター)	中能登土木	テレメーター	
3	衣 川	向田	七尾市能登島向田町 (能登島グラウンド)	中能登土木	テレメーター	
4	御祓川	中能登土木	七尾市本府中町 (中能登土木総合事務所)	中能登土木	テレメーター	
5	崎山川	新田橋	七尾市鵜浦町	中能登土木	テレメーター	
6	御祓川 熊渕川	滝尻	七尾市熊淵町滝尻	中能登土木	テレメーター	
7	熊渕川	生出橋	七尾市熊淵町生出	中能登土木	テレメーター	
8	二宮川	落合橋	七尾市満仁町	中能登土木	テレメーター	
9	熊渕川 崎山川	こうじ 柑子	七尾市柑子町	中能登土木	テレメーター	
10	熊渕川	多根ダム	七尾市多根町	七尾市農林水産課	テレメーター	
11	大谷川	七尾	七尾市万行町43の部	金沢地方気象台	テレメーター	

(1~9 石川県中能登土木総合事務所資料編より)

水位観測所

整理	整理		現測所名 所在地	附近の	水位の状況(m)				観測	測器	
理番号	番 河川名 観測所名 号	堤防高		水防団 待機水位	はん濫 注意水位	避難判断 水位	はん濫 危険水位	方法	種類	摘要	
1	熊木川	加茂橋	七尾市中島町宮 前イ6	3. 30	1.60	2. 00	2. 30	2. 70	常時	テレ メー ター	*
2	御祓川	藤橋橋	七尾市西藤橋町 未17	3. 30	1. 20	1. 40	1. 50	1.80	"	"	*
3	大谷川	後畠橋	七尾市藤野町 ハ28-4	1. 90	0.40	0.60	_	_	"	11	*
4	崎山川	新田橋	七尾市鵜浦町 82-48	2. 40	1.00	1. 20	_	_	"	11	*
(5)	熊渕川	おいでばし 生出橋	七尾市熊淵町生 出	2. 50	1. 20	1. 50	_	_	11	11	*
6	二宮川	落合橋	七尾市満仁町 カー14	3. 40	1. 30	1. 90	2. 10	2. 40	11	11	*
7	御祓川	国分大橋	七尾市国分町	2. 90	1.00	1. 20	1. 40	1. 60	JJ	"	*
8	熊木川	町屋橋	七尾市中島町藤 瀬	4. 90	1. 20	1. 90	2. 20	2. 50	JJ	JJ	*
9	鷹合川	国分南橋	七尾市国分町	2.40	_	_	_	_	11	11	

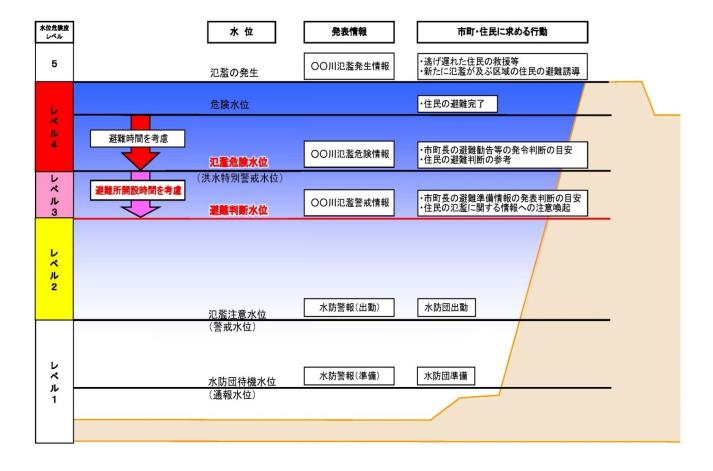
※水防時に通報すべき県の水位観測所

(①~⑧石川県中能登土木総合事務所資料編より)

潮位等観測所

整理 観測 赤左地							
番号	所名	所在地	観測地点	風向・ 風速	潮位	波高	摘要
1	七尾	七尾市府中町	緯度:37°3'N 経度:136°58'E	0	0		

水位情報の発表基準



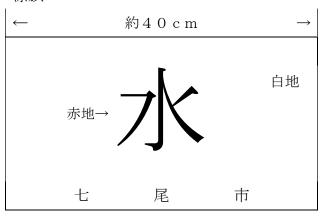
水防標識と水防信号

標灯

水防標識

水防用緊急車両として使用する自動車は次の標識を用いるものとする。

標旗





水防信号

第1信号 警戒水位に達したことを知らせるもの。

第2信号 水防団員および消防機関に属する者の全員が出動しなければならないことを 知らせるもの。

第3信号 当該水防区域内に居住する者が出動しなければならないことを知らせるもの。 第4信号 必要と認める区域内の居住者に避難のため、立退かなければならないことを 知らせるもの。

区分	警鐘又は太鼓信号	ħ	トイ	レン	信	号
第1信号	○休止 ○休止 ○休止	約5秒 ○-	約 15 秒 休止	約5秒 ○-	約 15 秒 休止	約5秒 ○-
第2信号	0-0-0 0-0-0 0-0-0	約5秒 ○-	約6秒 休止	約5秒 ○-	約6秒 休止	約5秒 ○-
第3信号	0-0-0-0 0-0-0 0-0-0	約10秒 ○-	約5秒 休止	約 10 秒 ○-	約5秒 休止	約 10 秒 ○-
第4信号	乱 打	約1分 〇-	約5秒 休止	約1分 ○-		

備 考 1. 信号は適宜の時間、継続すること。

- 2. 必要があれば警鐘信号およびサイレン信号を併用することを妨げないこと。
- 3. 危険があったときは、口頭伝達により周知させるものとすること。
- 4. 地震による堤防の漏水・沈下等の場合または津波の発生のおそれがある場合は、上記に準じて水防信号を発する。